

第3弾古座川町地域経済活性化商品券取扱店募集要領

1 発行目的

新型コロナウイルス感染症の流行継続に伴う地域経済への大きな影響を鑑み、地域における消費を喚起・下支えすることにより、地域経済の振興を図るため第3弾地域経済活性化商品券の交付を行う。

2 事業概要

- (1)発行元 古座川町
- (2)商品券名称 第3弾古座川町地域経済活性化商品券(以下「商品券」という。)
- (3)配布金額 1冊10,000円分(額面500円券×20枚つづり)を1人あたり2冊分
- (4)配布対象者 令和4年6月14日時点で古座川町の住民基本台帳に記録されている者
- (5)利用期間 令和4年8月6日～令和5年1月31日

3 商品券の取扱いについて

(1)遵守事項

- 1 商品券は物品に販売又はサービスの提供などの取引において利用可能となります。
- 2 利用金額が商品券の額面に満たない場合でも釣銭は支払わないものとします。
- 3 商品券を現金に換金することはできません。
- 4 利用期間を過ぎた商品券は無効となります。

(2)利用対象とならないもの

- 1 出資や債務の支払い(金融商品の購入や振込手数料)
- 2 商品券やプリペイドカード等、換金性の高いもの
- 3 国や地方公共団体への支払い
- 4 土地の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産にかかる支払い
- 5 事実上の取引(商品の仕入れ等)
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条に規定する営業への支払い
- 7 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わるものや公的良俗に反するもの
- 8 その他町長が不相当と認めるもの

4 取扱店申込資格

古座川町内に事業所又は店舗がある飲食・小売・サービス事業者。ただし、以下に該当する事業者を除く。

- (1) 風営法第2条に規定する営業を行っている事業者。
- (2) 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公的良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記3(2)「利用対象にならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う事業者
- (4) その他町長が不相当と認める事業者

5 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、町が提供する掲示物を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) 商品券を受け取るときは、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券でないか確認し、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに古座川町役場地域振興課まで報告すること。
- (4) 受け取った商品券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については取扱店の責務とする。
- (5) 本事業の実施に当たり、町と適切な連携体制を構築すること。

6 申込について

(1) 申込方法

この募集要領の内容に同意のうえ、「第3弾古座川町地域経済活性化商品券交付事業特定事業者登録申込書」に必要事項を記入し、古座川町役場地域振興課または各出張所まで提出してください。

申込書は古座川町役場ホームページからダウンロードできるほか、古座川町役場地域振興課、役場各出張所でも配布します。

(2) 申込期限

令和4年7月5日(火)

7 商品券の換金

(1) 換金申請受付期間

令和4年9月1日(木)～令和5年2月10日(金)

(2) 換金方法・振込日等

各月で受け取った商品券及び換金請求書を翌月10日までに古座川町役場地域振興

課まで提出してください。内容等審査のうえ、下記の表の支払日に取扱店が指定する口座へ振込みます。

| | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|-------------|------|-------|-------|-------|------|------|
| 〆切日 | 9/10 | 10/10 | 11/10 | 12/10 | 1/10 | 2/10 |
| 支払日 (予定) | 9/30 | 10/31 | 11/30 | 12/26 | 1/31 | 2/28 |

8 その他

- (1) この募集要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店としての登録を取り消す場合があります。
- (2) 内容について今後変更が生じる可能性があります。その際は町ホームページ等でお知らせします。

8 問い合わせ先

古座川町役場地域振興課産業観光班

〒649-4104 古座川町高池673-2

電話：0735-72-0180

FAX：0735-72-1858